

令和7年第1回設楽町議会臨時会会議録

令和7年1月7日第1回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

副町長	久保田美智雄	教育長	大須賀宏明
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課課長補佐	伊藤勝人	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第2号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号

令和6年度設楽町一般会計補正予算（第7号）

日程第8 議案第4号

令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第5号

令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 録

開会 午後 8 時 59 分

議長 おはようございます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいいたします。

今年は戦後 80 年、それから町制施行 20 周年という節目の年でもあるということで、またみんなで知恵と力を合わせて町政を前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、令和 7 年第 1 回設楽町議会臨時会を開会いたします。

なお、本日、町長、体調不良ということで副町長が代理を務めます。それから、産業課長も同じく体調不良ということで欠席をしておりますので、伊藤課長補佐が代理を務めますので、御承知おきください。

これから本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田 おはようございます。令和 7 年第 1 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 7 年第 1 回設楽町議会臨時会の運営について、1 月 7 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。

日程第 3 「諸般の報告」は、議長より例月出納検査の結果の報告があります。

日程第 4 「行政報告」は、久保田副町長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出の 5 件です。

日程第 5、議案第 1 号から、日程第 6、議案第 2 号までの 2 議案と日程第 7、議案第 3 号から、日程第 9、議案第 5 号までの 3 議案は一括上程とします。

質疑、討論、採決は、それぞれ 1 件ごとに行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧を御参照願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番原田純子君、4番原田直幸君を指名します。よろしくお願いします。

議長 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和6年12月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、「行政報告」を行います。

副町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

副町長 おはようございます。また、新年、おめでとうございます。今年もよろしくお願いします。

議員各位におかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと心よりお慶びを申し上げます。

年明け早々で、公私とも大変御多忙のところ、議会臨時会の開催にあたりまして、御参集いただき、誠にありがとうございます。

なお、新年の挨拶、お礼の言葉を町長が行政報告とあわせて皆さんに行う予定でしたが、昨晩より高い熱が出ておりまして、時節柄、インフルエンザの疑いがありますので欠席をさせていただきました。申し訳ございません。

代わりに、行政報告のほうを、私、副町長のほうでさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今年の正月三が日は、比較的穏やかな日が続いていたかと思いますが、この年末年始は、曜日の並びが良く、最大9連休となった方も多く、御家族や、御友人と楽しい時間を過ごされたことと思いますが、こうした平穏で災害の無い日が、今年1年、続くことを願うところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、「アウトドアのまち したら」のロゴマークについて、御報告をさせていただきます。裏のほうで総務課長のほうが持っておりますものであります。

既に、新聞報道で御承知のことと存じますが、新たなまちづくりの象徴とするため、昨年6月から8月に公募しました55点の中から、刈谷市の会社員、山内亜衣子さんの作品を採用し、先月21日土曜日に、御本人を招き表彰式を行いました。

今回選定しましたロゴマークは、町が作成する資料やチラシ、名刺のほか、公共施設やイベント会場で掲載するほか、町民も無料で使用することができるので、ロゴマークを見て設楽町だとわかっていただけるよう、広くPRしていただきたいと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。

次に、先月25日水曜日に、東三河総合庁舎において、「設楽ダム建設事業の完成後を見据えた水源地域整備計画等の変更について」と称して、愛知県江口副知事へ議会と連名で要望を行いました。江口副知事からは、要望に対してしっかり検討していく、といった回答をいただいておりますので、引き続き、計画の推移を見守っていきたいと思っております。

次に、はたちを祝う会についてです。来週、12日日曜日午後1時から、奥三河総合センターホールを会場に実施いたします。今年度、はたちを迎える24名の晴れの日の門出を祝福するにあたりまして、議員の皆さんも是非、御出席いただき、激励をお寄せくださいますよう、よろしくお願いいたします。なお、当日は、記念アトラクションとして、昨年に引き続き、シンガーの木山裕策さんによるトーク・コンサートも行いますので、また、こちらのほうもお楽しみいただきたいと思います。

最後に、令和7年度当初予算についてです。

副町長査定が終わりまして、これから、町長査定を行って大枠を固める段階に入っておりますけれども、予算編成を行ううえで必要となる町民の人口推移については、基本とするところでありますが、参考に申しますと、先月末の住民基本台帳の人口は、4,051名、1,916世帯となっておりまして、間もなく3,000人台が見えてきております。こうした現状を十分意識したうえで、町の将来を見据えた行政基盤の確立のための見直し、特に財政の

スリム化を意識した、次世代・未来につながるまちづくりを着実に進めていく予算としたいと考えております。

本日は、人事院勧告に伴う給与条例等、関係条例の一部改正 2 件と、補正予算 3 件の計 5 件を提出させていただきました。慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます、議会臨時会開会にあたりまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 以上で、行政報告を終わります。

議長 日程第 5、議案第 1 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程第 6、議案第 2 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 1 号、第 2 号の給与等の改正に係る 2 議案につきましては、令和 6 年 11 月の議会全員協議会で説明したところではありますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、それぞれの別紙のとおり提出するとともに、一括して説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、人事院は、令和 6 年 8 月 8 日に、民間のボーナス支給割合 4.6 か月との均衡を図ることで、ボーナス、期末勤勉手当合わせて 0.1 か月分引上げ、年間 4.6 か月にすることと、民間企業における初任給の動向等を踏まえて、初任給の引上げ、また若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で給与法を引き上げる改正を行うものです。

会計年度任用職員の報酬、ボーナスについても、総務省からの通知を受け、一般職の改定に係る取扱いに準じて改正をするものであります。

それでは最初に、議案第 1 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 3 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律より、議会議員及び常勤特別職の期末手当の支給割合を 0.1 か月分引上げ、それぞれ令和 6 年 12 月、及び令和 7 年度の期末手当の支給割合を 2 段階で改正するものであります。

改正内容として、第 1 条及び第 3 条は本年の 12 月期の期末手当の支給割

合を、100 分の 170 から 100 分の 175 にすることで 0.05 か月分引き上げる
ことにより、年間の支給割合は、3.45 か月分になります。

令和 6 年 4 月 1 日から適用するものであります。

第 2 条及び第 4 条は、昨年的人事院勧告による改正同様、令和 7 年度の
6 月期及び 12 月期の支給割合を平準化するため、いずれも 100 分の 172.5
に改めるものであります。

附則は、施行期日は公布の日から施行し、適用日は、第 1 条、第 2 条は、
令和 6 年 12 月 1 日から。第 3 条、第 4 条は、令和 7 年 4 月 1 日からとし、
また改正前に支払われる 12 月期の期末手当は、改正後の規定による内払い
とみなす規定であります。

改正内容の詳細につきましては、後ほど 2 議案分まとめて総務課のほう
から説明しますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第 2 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について」を説明しますので、資料 9 ページを御覧ください。

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであ
ります。

改正理由といたしましては、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に伴う一般
職の職員の給与に関する法律の一部改正に基づき、改正する内容は次の 2
点であります。

まず 1 点目は、民間企業との格差が 1 万 1,183 円を解消するため、初任
給を高校卒業が約 12.8%の 2 万 1,400 円、大学卒業が約 12.1%、2 万 3,800
円引き上げるなど、給料表を引き上げる改正をするものであります。

第 2 点目は、ボーナスを民間の支給状況に見合うように引上げ、年間 4.5
か月分を年間 4.6 か月分に 0.1 か月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえ、
支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当に 0.05 か月分均衡に配分する
ことになります。

なお、附則の第 1 条、施行及び適用の期日で、第 1 条の改正後の規定は
令和 6 年 4 月 1 日から適用し、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適
用するものであります。

また、第 2 条は、既に支払われた給料、勤勉手当等の給与は、改正後の
規定による内払いとみなす規定であります。

それでは、改正内容の詳細につきましては 2 議案分まとめて、総務課の
ほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、詳細について御説明のほうをさせていただきます。

6 ページの新旧対照表をもって御説明しますのでお開きください。

表上の左上の括弧書きで第 1 条関係を説明させていただきます。

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例では、第6条第2項のただし書で、議会議員の期末手当は職員の手当割合に対する読替え規定として定められております。

全協でも説明しておりますが、今年度の職員のボーナスは、12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引上げ、合計で0.1か月分引上げておりますので、期末手当について、昨年度までの100分の122.5から、100分の127.5に改めるのが、前半部分でございます。

議員及び特別職は、12月分の期末手当で0.05月分加算とするため、後半の100分の170から100分の175に改めるもので、6月支給分と合わせて年間3.45か月分となります。ただし、この割合は、今年度の6月ボーナスは既に支給済みでありますので、12月分の支給のみの適用となります。

次の第2条関係です。

第1条で改正しました第6条第2項のただし書部分について、年間割合3.45か月分に増減はありませんが、令和7年度からの期末手当の割合を6月期、12月期とも100分の172.5に改めるものです。前半の127.5を125に改めるのは、職員分の割合となっております。

次に、第3条関係は、設楽町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正案です。

第4条第2項のただし書で、第1条の議会議員と同様に、12月期を100分の175から0.05か月分加算して、12月分支給分のみ100分の175に改め、年間3.45か月分にするものであります。

次の第4条関係分では、第3条で改正いたしました第4条第2項のただし書部分について、第2条の議会議員と同様で、年間割合3.45か月分に増減はございませんが、令和7年度より、6月期、12月期とも100分の172.5に改めるというものとなっております。

それでは、次にちょっと5ページに戻っていただきまして、改正条文の附則でございます。

第1条は施行日で、改正条例第1条と第3条は、公布の日から施行し、第2条、及び第4条は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第2条は、期末手当の基準日が12月1日なのでその日から遡及適用すること。第2条と第3条は既に支払い済みの12月期分手当を内払いとみなす規定でございます。

続いて、議案第2号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、詳細について御説明をします。

37ページ、新旧対照表をお開きください。

第1条の設楽町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第20条第2項及び第3項では、ボーナスのうち、期末手当の支給割合に係る改正でございまして、6月は100分の122.5の割合で支給済みですので、「6月に支給する場合には」を加えておりますが、改定後の年間の支給割合が2.5か月、100分の250ですので、250から122.5を引きまして、12月の支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額を加えております。

次に、第3条では、定年前提任用短時間勤務職員に関するものでありまして、こちらは支給割合が1.375か月から1.4か月に引上げられております。条文としましては、一般職員の規定を準用しておりますので、1.4か月、100分の140に置き換えまして、6月分の68.75を引いた残り、71.25を12月分で支給しております。よって、100分の127.5とあるのは、100分の71.25と加えるものであります。

続いて、21条第2項第1号及び第2号は、勤務手当の支給割合に係る改正で、考え方は期末手当と同様に、6月分は既に支給済みなので、「6月に支給する場合には」という文言をつけ加えております。

勤勉手当は改正後の年間支給割合が2.1か月、100分の210ですので、210から6月に支給割合の102.5を引いて、12月に支給する場合には100分の107.5を加えるものであります。

次に、第2号は、期末手当同様、定年前提任用短時間勤務職員に関するものでありまして、こちらは年額0.975か月から1.1か月に引上げられております。この規定は準用しておりませんので、「6月に支給する場合には」を加えております。改定後の年間支給割合が1.1か月、100分の110ですので、110から58.75を引きまして、12月に支給する場合には100分の51.25を加えております。

次に、別表第1から第4の改正につきましては、人事院勧告に基づく法改正のうち、最初に説明した給料月額3%と初任給の引上げに合わせ、給料表の第1から第4を全面改正するものです。

38ページの左側の別表第1の1級第5号が高卒の初任給となります。改正後が18万8,000円。その行の右側の表の1級第5号給の改正前の16万6,600円で、差額が2万1,400円となっております。大卒の場合は、次の39ページ。1級25号給を比較すると、その差額は2万3,800円となっております。

次に58ページをお願いします。

これは第2条関係の改正となっております。

第20条第2項及び第3項ですが、先ほどの第1条での改正では、令和6年度に限ったものですので、令和7年度以降の期末手当の支給割合を6月と12月で均等にする改正であります。年間の支給割合は2.5か月100分の

250 ですので、半分の 125 の割合に改めるものでございます。

次の第 3 項は、定年前再任用短時間勤務職員に関するものでありまして、年間支給割合 1.4 か月、100 分の 140 の半分の 70 に改めるものですが、一般職の規定を準用しておりますので、125 を 70 と読み替えるものであります。

次に、第 21 条、第 2 項第 1 号及び、第 2 号でございしますが、こちらは勤勉手当に関する規定であります。

期末手当同様、令和 7 年度以降の勤勉手当の支給割合を 6 月と 12 月で均等にする改正であります。年間の支給割合は 2.1 か月、100 分の 210 ですので、半分の 105 の割合に改めるものであります。

次の、第 2 号であります。定年前再任用短時間勤務職員に関するものでありまして、年間支給割合 1 か月、100 分の 100 の半分の 50 に改めるものです。

最後となります。最後に附則であります。35 ページにお戻りください。

施行期日は、議員特別職の改正同様、公布の日から施行と定め、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日施行とするものであります。

その下の第 2 項は、給料表の改定がありますので、適用は令和 6 年 4 月 1 日から遡及適用するものであります。

第 2 条で支給済みの給与、支給済みの給与は内払いとみなすことを定めております。

第 3 条は、規則への委任を定めるものであります。

なお、条例の改正ではありませんが、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当についても、一般職の給料表及びボーナスの支給率を準用しておりますので、それぞれ引上げを行い、差額の支給も行います。

また、今回の人事院勧告で、令和 7 年 4 月 1 日から適用される給与表、地域手当の支給、配偶者、子供に係る扶養手当の見直しなど、給与のアップデート分と言われる部分の改正につきましては、3 月議会において条例改正する議案を上程する予定でおりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

以上で、総務課からの説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

はじめに、議案第 1 号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号「令和6年度設楽町一般会計補正予算(第7号)」から議案第5号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、12月議会に一般会計の補正予算をはじめ、2つの特別会計、1つの事業会計の補正予算を議決していただきましたけれども、令和6年11月5日の議会全員協議会で説明させていただきましたとおり、令和6年8月8日の人事院勧告のとおり改正を行うことについて、関係法令の改正など、国会で成立しましたので、本日臨時議会を開き、一般会計補正、1特別会計及び事業会計の補正予算を一括で上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の主な補正予算は、11月5日の全協で説明させていただいたとおりですけれども、令和6年8月8日の人事院勧告のとおり改正を行うことに

ついて閣議決定され、給与法改正案が12月9日からの臨時国会で成立しましたので、設楽町の一般会計及び特別会計、そして事業会計において人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正を行うものであります。

そして、もう一点、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実現できるよう、重点支援地方交付金を低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を、さらに住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子供1人当たり2万円を加算する補正がありますのでよろしく願いいたします。

最初に、議案第3号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」についてを説明しますので、資料の61ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,613万3,000円を追加し、予算総額を62億6,974万8,000円とするものであります。

それでは、補正予算に関する説明書歳出の72、73ページを御覧ください。

款、項、目ごとの説明において、一般会計及び特別会計、事業会計とも、人件費の補正についての説明は、先ほど2件の条例改正で説明したとおりですので、説明は、各項目の総額で説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

1款、議会費、1項1目議会費の1節報酬費から4節共済費までの追加補正額は58万6,000円の補正であります。

2款総務費、1項1目一般管理費の1節報酬費から4節共済費までの追加補正予算は62万7,000円の補正であります。

2款、1項8目ダム対策費の3節職員手当等から許4節共済費までの追加補正は4万6,000円の補正であります。

74ページ、75ページを御覧ください。

2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬費から4節共済費までの追加補正額は36万9,000円の補正であります。

3款民生費、1項4目戸籍介護保険費の1節報酬費から4節共済費までの追加補正額は69万1,000円の補正であります。

7目国民健康保険費の、27節繰出金118万1,000円は、後ほど国民健康保険特別会計の補正のところでも説明いたしますが、人件費の補正部分の財源として一般会計から繰り出すものであります。

続いて、76、77ページを御覧ください。

3款、1項、10目物価高騰対応重点支援事業、11節役務費、19万1,000円は、住民税非課税世帯等給付金対象世帯への連絡用の通信費の補正であります。

12 節委託費 251 万円は、住民税非課税世帯等給付金を支給するため、対象者抽出、支給通知作成等に係るシステムの改修を行う補正であります。

3 款、1 項、10 目、18 節負担金、補助及び交付金の 1,970 万円は、住民税非課税世帯給付金を住民税非課税世帯 1 世帯 3 万円、650 世帯を対象に支給し、さらにこの世帯の中で、18 歳以下の児童がいる世帯に対し、子供、加算対象児童 1 人当たり 2 万円として、6 世帯 10 人を対象に支給するための補正であります。

4 款衛生費、1 項、1 目保健衛生総務費の 1 節、報酬費から 4 節共済費までの追加補正額は 32 万 4,000 円の補正であります。

5 款農林水産業費、1 項、3 目農地費の 3 節職員手当等から 4 節共済費までの追加補正は、21 万の補正であります。

78、79 ページを御覧ください。

5 款、1 項、4 目農業集落排水費の 27 節繰出金 37 万 7,000 円は、後ほど下水道事業会計の補正のところでも説明いたしますが、人件費の補正部分の財源として一般会計から補助を出すものであります。

5 款、2 項、1 目林業総務費の 2 節給料から 4 節共済費までの追加補正は、86 万 7,000 円の補正であります。

5 款、2 項、2 目林業事業費の 2 節給料から 4 節共済費までの追加補正は、14 万 2,000 円の補正であります。

80 ページ、81 ページを御覧ください。

7 款土木費、5 項、1 目公共下水道費の 27 節繰出金 124 万 4,000 円は、後ほど下水道事業会計の補正のところでも説明いたしますが、人件費の補正の財源として一般会計から補助するものであります。

8 款消防費、1 項、1 目常備消防費、18 節負担金、補助及び交付金 706 万 8,000 円は、人事院勧告に基づき、新城消防署職員の給料の改正後に伴う負担金の補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、70、71 ページをお開きください。

15 款国庫支出金、2 項、2 目民生費国庫補助金、7 節物価高騰対応重点支援補助金 2,240 万 1,000 円は、歳出の民生費で説明した低所得世帯支援枠として、住民税非課税世帯に各 3 万円、及び当該世帯の加算として 18 歳以下の児童 1 人当たり 2 万円を支給することに伴う、関係の費用を全額国庫補助を受けるものであります。

19 節繰入金、2 項、2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金、1,373 万 2,000 円は、歳入歳出調整で基金より繰入れする補正であります。

次に、議案第 4 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第

4号)」について説明しますので、85 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれに 118 万 1,000 円を追加し、予算総額を 6 億 1,019 万 9,000 円とするものであります。

国民健康保険特別会計についても、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正するものであります。

歳出から説明しますので、予算書 96 ページ、97 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費の 1 節報酬費から 4 節共済費までの追加補正額は、118 万 1,000 円の補正です。

続きまして、歳入について説明しますので、94、95 ページを御覧ください。

6 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金、3 節職員給与等繰入金 118 万 1,000 円については、歳入歳出調整で一般会計より繰り入れるものであります。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について説明しますので、101 ページを御覧ください。

下水道事業会計についても、一般会計同様に人事院勧告に伴う人件費の調整等について補正するものであります。

なお、一般会計同様に人件費の補正についての説明ですので、先ほど 2 件の条例改正で説明した理由ですので、説明は簡略して説明させていただきますので、御了承ください。

また、下水道事業会計につきましては、企業会計に移行したことによって一般会計では少し見慣れない資料となっておりますが、よろしく願います。

まず、議案書の第 1 条は総則であります。

第 2 条は収益的収入及び支出についてであります。

収益収入及び支出の予定額を補正するものとして、あります。

収入については、1 款、2 項営業外収益として 162 万 1,000 円の増額をお願いするものであります。

支出については、1 款、1 項営業費用として、収入と同額の 162 万 1,000 円の増額をお願いするものであります。

第 3 条、第 4 条は、議会の議決を得なければ流用することできない経費を補正するものであります。

最初に、第 3 条は、予算第 8 条に定めた経費のうち、職員給与について 162 万 1,000 円を補正するものであります。

次に、第 4 条は、予算第 9 条を一般会計からこの会計補助を受ける金額、4 億 5,475 万 4,000 円を 4 億 5,637 万 5,000 円に改めるものであります。

105ページから113ページまでの予定キャッシュフロー計算書などが添付しておりますので、こちらのほうはまた御参照頂きたいと思います。

次に、収益的収入及び支出の詳細内容について説明しますので、116、117ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

まず、支出についてですが、1款下水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の、2節給料、3節手当、4節賞与等引当金繰入額、5節法定福利費については、総額162万1,000円を補正するものであります。

次に、収入についてですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目、他会計補助金、1節他会計補助金について、支出と同額の162万1,000円を一般会計より補助し、支出の財源に充てるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第7号）」の質疑を行います。

4 原田(直) すみません、確認なんですけど。一般管理費のところ、ちょっと今違う所を見ていたのでページが出てこないんですけども、職員の給料がかなり上がるんですけど、その部分の補正が載ってないんですけど、それは今までの予算で賄えるという理解でよろしいんでしょうか。

総務課長 はい、その解釈で間違いないと思います。

4 原田(直) そうすると、例えば、職員が途中で辞めたとか、そういうことじゃなくて、あらかじめ人事院勧告を見込んで当初からかなり余分に盛っていたとか、そういう理解になるんでしょうか。

総務課長 昨年の予算編成の段階では、次の人事院勧告がどのようになるのかっていうのも予想もつきませんが、あらかじめ、ある程度の人事を行うなかでの人の入替えの中で、今回補正をしなくても対応できるという見込みで今回の補正案とさせていただいておりますので。あらかじめそれを見込んだというものではありませんので、そこはよろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号を採決します。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第4号「令和6年度設楽町国民健康保険特別会計予算（第4号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第5号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 これで、本日の日程は、すべて終了しました。

これで、会議を閉じます。

令和7年第1回設楽町議会臨時会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前9時48分